

伊達市登下校交通安全・防犯プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組の方針 ～

令和2年2月

伊達市登下校安全対策推進会議

1. 策定に至る経過等

本市では、児童生徒が安全・安心に通学できるよう通学路の安全点検及び交通安全・防犯対策を推進してきました。これまでの経過等については、以下のとおりです。

- 平成24年5月 国において、通学路における緊急合同点検等実施要領が作成され、緊急合同点検を実施するよう全国の自治体へ要請
- 7月 市内小学校の通学路を対象として、学校や警察署、PTAなど関係者立会いのもと緊急合同点検を実施
- 平成27年6月 通学路の安全確保を継続的かつ計画的に推進するため、伊達市通学路安全推進会議を設置
- 9月 伊達市通学路安全推進会議を開催し、関係機関との連携体制構築のため、伊達市通学路交通安全プログラムを策定
- 平成30年5月 新潟市において、下校中の児童が殺害される事件が発生
- 6月 本事件を受け、国において、登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議が開かれ、登下校防犯プランが取りまとめられる
- 7月 登下校防犯プランに基づき、国（4省庁）が連携して対応策を検討し、通学路の防犯対策を講ずるため、通学路における緊急合同点検等実施要領が作成される
- 9月 緊急合同点検実施要領に基づき、防犯の観点から危険箇所を抽出し、合同点検を実施
- 令和元年8月 防犯の観点を加えた総合的な通学路の安全対策を実施するため、伊達市通学路安全推進会議を伊達市登下校安全対策推進会議に改定
- 令和2年2月 伊達市登下校安全対策推進会議において、伊達市通学路交通安全プログラムを犯罪被害未然防止等の防犯の観点を加えた伊達市登下校交通安全・防犯プログラムに改定

2. プログラムの目的

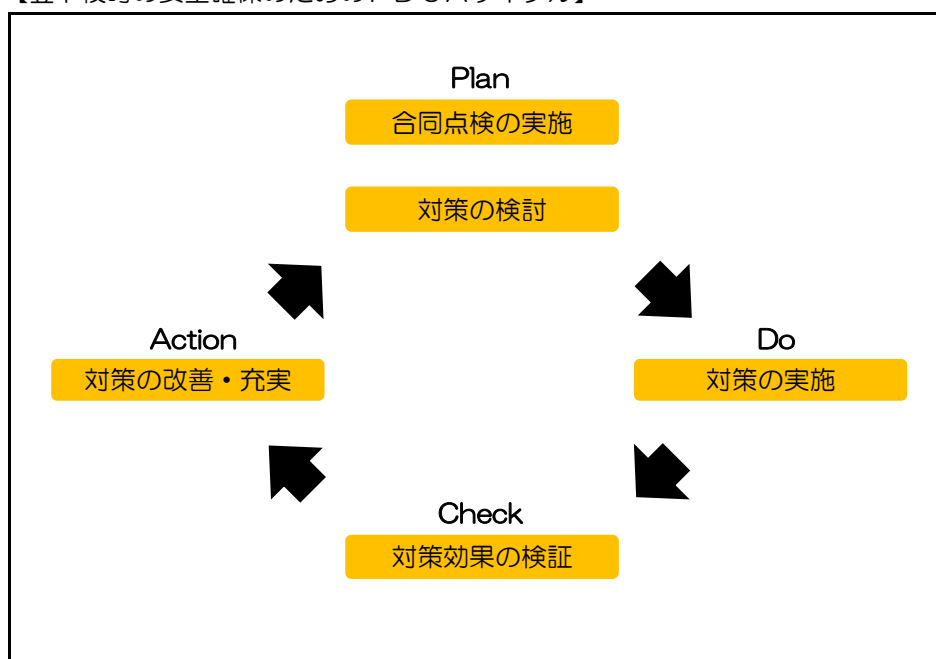
上記の経過等を踏まえ、従来のプログラムを犯罪被害未然防止等の防犯の観点を加えた「伊達市登下校交通安全・防犯プログラム」に改定します。今後、このプログラムに基づき関係機関との協議を深め、より一層の通学路の安全確保を目的として推進していきます。

3. 交通安全・防犯対策の取組方針

通学路の安全確保に向けては、道路を管理する道路管理者、犯罪被害の防止を図る警察機関、児童生徒に安全な通行を指導する学校・教育委員会など、様々な機関が連携して複合的な取組みを行うことにより相乗効果を発揮することが必要です。また、通学路の危険箇所について何らかの対策を講じたとしても、周辺の道路状況が変化したりして、当該箇所の危険性が変わってくることもあるため、その時々状況に応じて、改善を図る必要があります。

そのため、PDCAサイクルを活用し、継続的に合同点検を実施しながら、実施した対策を検証し、更なる改善を図る仕組みづくりを確立します。これを繰り返し実施することで、通学路の安全性を向上させていきます。

【登下校時の安全確保のためのPDCAサイクル】



4. 交通安全・防犯対策の取組内容

(1) 登下校安全対策推進会議を軸とした合同点検必要箇所の抽出・取組の推進

学校や警察、見守り活動を行う団体等により抽出された、交通安全及び防犯に係る危険箇所の情報について、関係機関による協議を通じ、合同点検が必要な箇所の抽出を行います。また、過去に実施した対策が十分であるかどうかなどを協議し、対策の改善・充実に活かしていきます。

(2) 定期的な合同点検の実施

効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。合同点検は本会議メンバーにより行い、目視点検により実施します。

【合同点検の重点課題】

○交通安全の観点から、通学路の歩道の状況・通学路表示・横断歩道の設置検討等を行います。

○防犯の観点から、「一人区間」等の「見守りの空白地帯」における危険箇所を把握・共有し、地域の見守り体制や防犯灯・防犯カメラといった環境整備改善策を検討します。

(3) 対策の検討

合同点検により把握した危険箇所等について、箇所ごとに路側帯のカラー化、防護柵の設置及び防犯灯や防犯カメラ設置等のようなハード対策をすべきか、交通安全教室や防犯パトロールの強化のようなソフト対策を実施すべきかなど、各関係機関と連絡調整のうえ具体的な取組みを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図るとともに、対策について協議します。

(5) 対策効果の検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に効果が上がっているのか学校への聞き取りやアンケート等を実施するなどし、対策実施後の効果を検証します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて対策内容の改善・充実に努めます。

(7) 箇所図・箇所一覧表の公表

各学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために危険箇所を「見える化」した「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。

6. その他の取組内容

(1) スクールガード・リーダーの活用

交通安全や防犯等に関し専門的な知識と技能を有するスクールガード・リーダーを配置し、登下校時における校区の巡回指導を実施するとともに、危険箇所等を未然に把握し、警備上のポイントや不審者等への対処方法等について、関係者等への指導・助言を行い、効果的・継続的な安全確保に努めます。

(2) 地域見守り活動に関する協力団体等の活用

地域社会全体で、児童生徒等の防犯上の安全を確保するため、地域で交通安全や防犯等、見守り活動に積極的に取り組むボランティア団体等の活用を図ります。

【事例等】

- ・こども110番の家
- ・青少年指導センターによる巡回指導の実施
- ・ガードランナー など

7. 登下校安全対策推進会議及び合同点検の進め方

■一年間のスケジュール等

05月上旬	各学校へ発出（交通安全及び防犯にかかる危険箇所等の洗い出し）
06月中旬	危険個所の取りまとめ作業
07月上旬	登下校安全対策推進会議の開催 ※合同点検箇所の抽出 ※合同点検の実施
10月上旬	登下校安全対策推進会議の開催 ※対策案の検討及び協議 ※対策内容の決定
11月上旬	対策内容等にかかる箇所図・箇所一覧表の公表